

促進協ニュース

発行：座間市基地返還促進等市民連絡協議会 発行日：平成 21 年 8 月 25 日 事務局：座間市秘書室渉外課 046-252-8307 (直通)
http://www.city.zama.kanagawa.jp/

平成 21 年度 第 1 回臨時総会を開催

去る 8 月 11 日に平成 21 年度座間市基地返還促進等市民連絡協議会第 1 回臨時総会を座間市役所で開催しました。当日は、定期総会以降の役員変更が報告された後、議事に入り、昨年 8 月に市と国との間で交わされた「確認書」に基づく「キャンプ座間に関する協議会」の第 1 回～3 回の幹事会及び第 2 回代表幹事会の協議内容について（裏面参照）市側から報告され、今後の国との協議の方向などについて、活発な意見が出されました。

主な意見

「キャンプ座間に関する協議会」においては、国が負担軽減策を積極的に示すべきであり、市として今後も強く求めていかなければならない。

土地の返還については、市が利用計画を作成して国に迫る必要がある。そのため、行政として市長の諮問機関である『基地返還促進委員会』等の活用を含め、返還について具体的に協議を進めるべきではないかと思う。

先日の役員会において、「今後の協議についてはスピードが大切」という提案があった。その点からも、今後の協議を深める上で、国からの動きがあった段階で国との協議会の運営要領に捉われず、臨時に会議の場を設けるということもあり得るのか確認したい。

1.1ha の返還ということで国から示されているが、無償ではなく財務省から払い下げということになるかと思う。その辺をきちんと市民に示すべきである。市からはどの程度の財政支出があるのか見積りはあるのか？



平成 21 年 8 月 11 日 臨時総会

今後の市の取り組み

こうした意見を受け、遠藤市長は、今後の市の取り組みについて、次の考えを示しました。

これまでの取り組みは『昭和 46 年の覚書』に関して国と座間市が共通認識をもつための作業であり、今後は具体的な負担軽減の部分に踏み込んだ協議になってくる。そのため、必要があれば臨機応変に国との協議会を開催し、対応していきたい。

返還の関係についても、平成 18 年 5 月のロードマップで示された 1.1ha と追加的な土地の返還について、国から具体的に示されると思う。また、返還用地については、基本的には有償による払い下げとなるだろう。具体的な見積もりはしていないが、これまでに大坂台公園を 1㎡約 24 万円で買い戻した経緯がある。今後、返還について具体的なものが見えてきた段階で、ある程度の計画を作り、財源的な措置も考えていかなければならない。

いずれにしても、国との協議に当たっては、促進協の皆さんからの意見を十分に尊重して進めていきたい。

キャンプ座間に関する協議会報告

第2回代表幹事会

平成21年7月23日に第2回代表幹事会が防衛省で開催されました。会議の概要は次のとおりです。

第1～3回の幹事会での協議内容の報告がありました。

今後の協議会の検討の方向性については、幹事会からの報告のとおり、覚書において更に協議を深める必要があるとした事項について、更に協議を深め、その着実な具現化をできるだけ早期に図っていくことや覚書に関するだけでなく、確認書(平成20年8月)にある「負担の軽減策等」に関する事、また、「等」として、第1回代表幹事会でも確認された「キャンプ座間に起因する安全対策、事故防止、騒音対策」についても協議会において、協議していくこととなりました。

【出席者】

防衛省井上地方協力局長
南関東防衛局齊藤南関東防衛局長
座間市 遠藤市長、山本市議会議員
長、大友市自治会連絡協議会会長
(促進協副会長)
神奈川県【オブザーバー】
古尾谷副知事

第1～3回幹事会

これまで、「キャンプ座間に関する協議会」において、幹事会が合計3回開催され、次のとおり協議がなされました。

第1回幹事会 平成21年1月9日開催

- ・今後の幹事会においては、覚書の履行状況について、国と市において、比較・検討することとなった。
- ・議事録の作成については、忌憚のない議論を行う趣旨から作成しないこととなった。

第2回幹事会 平成21年5月21日開催

- ・覚書の各条文ごとの履行状況について、座間市、国双方の考えを説明し、意見交換を行った。

第3回幹事会 平成21年7月10日

- ・第2回幹事会での座間市、国双方の考えの説明、意見を踏まえ、座間市民の負担軽減策として、本協議会において、更に協議を深める必要のある事項について、意見交換を行った結果、覚書第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第10条、第13条を「更に協議を深める必要のある事項」(下記「覚書」参照)とした。

【幹事会メンバー】

南関東防衛局
加野企画部長、館山管理部長、伊藤地方調整課長
座間市
小俣副市長、柏木市議会副議長、大塚商工会会長
(促進協副会長)、宮代企画財政部長
神奈川県【オブザーバー】
関根総務部参事

覚書(昭和46年6月)

横浜防衛施設局長高村清(以下甲という)と座間町長鹿野文三郎(以下乙という)は、在日米陸軍司令部キャンプ座間(座間町行政区内)の自衛隊一部使用について協議の成立をみたので、ここに双方は文書を交換し別記条件を誠実に履行することを約する。

第1条 施設部隊(約300名)の一部使用とし、その範囲は「施横584号(YFA)昭和46年2月13日付横浜防衛施設局長」名文書記載のとおりとする。

第2条 (甲)は、キャンプ座間の基地縮小について最大限の努力をする。

第3条 キャンプ座間の内、座間町行政区の約半分に近い地域を、米軍縮小又は撤退の際は(甲)は人口急増と公共施設の必要に迫られている(乙)の今後の計画にあたり、住民の都市公共施設の利用に全面的且つ積極的な援助と協力をする。

第4条 上記地域内に(乙)が今後設置しようとする都市施設について、都市計画上必要があるときは(甲)は米軍撤退以前でも、計画決定及び事業実施につき積極的な援助と協力をする。

第5条 (甲)は米軍管理の水道施設の早期移管を積極的に米軍当局と協議し最善の努力をする。

第6条 (甲)は、当面県道仮称相武台バイパスの事業計画及び実施につき(用地及び国庫補助)全面的に協力する。尚、県道町田厚木線沿い両側の土地を公園緑道として利用できるよう(甲)は積極的に援助と協力をする。

第7条 (甲)は、現体育施設(座間神社東側)を返還時に町の体育施設として利用できるよう、その実現に積極的に努力をする。尚、自衛隊の使用において支障のない限り住民の利用に便宜を図るものとする。

第8条 (甲)は(乙)の要請に依り、災害・救急・公共施設の造成工事等に自衛隊の随時積極的な出動を約する。

第9条 (甲)は、自衛隊の日常生活の必需品については(乙)の町内業者を優先することとし、具体的事項については、自衛隊当局と町商工会関係者と協議する。

第10条 (甲)は、基地周辺地域の民生安定のため「防衛施設周辺整備法」を今後充分活用し、基地対策の要望に応えるよう努力する。

第11条 (甲)は、基地交付金並びに調整交付金の増額については(甲)の所管外であるが、今後充分(乙)の意向に添うよう自治省に要請する。

第12条 (甲)は(乙)が交通安全対策上すでに米軍司令部に申し入れ、一応理解されている文化福祉会館と消防本部前の米軍基地の一部を現在進められている県道相武台入谷線の計画街路事業に併せて、バス待合所設置のため一部土地提供につき、直ちに米軍当局と協議を進め実現を図る。

第13条 (甲)は(乙)の本覚書の条項に基づき、施設及び土地の取得又は利用にあたり、国有財産処理上必要な関係省庁間の調整に積極的に努力する。